

制定 平成25年11月27日 原管廃発第1311275号 原子力規制委員会決定
改正 令和2年3月31日 原規規発第20033110号 原子力規制委員会決定

使用済燃料貯蔵施設の定期的な評価に関する運用ガイドについて次のように定める。

平成25年11月27日

原子力規制委員会

使用済燃料貯蔵施設の定期的な評価に関する運用ガイドの制定について

原子力規制委員会は、使用済燃料貯蔵施設の定期的な評価に関する運用ガイドを別添のとおり定める。

附 則

この規程は、平成25年12月18日より施行する。

附 則

この規程は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成29年法律第15号）第3条の規定の施行の日（令和2年4月1日）から施行する。

使用済燃料貯蔵施設の経年劣化に関する技術的な評価及び定期的な評価に関する運用ガイド

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第43条の18第1項及び使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則（平成12年通商産業省令第112号。以下「貯蔵規則」という。）第31条の2の規定に基づく使用済燃料貯蔵施設の経年劣化に関する技術的な評価及び第35条の2の規定に基づく定期的な評価の実施に関する考え方について、下記のとおり示す。

なお、本規程で示す内容は、それに限定されるものではなく、貯蔵規則に照らして適切なものであれば、貯蔵規則に適合するものと判断するものである。

記

1. 実施時期

- (1) 使用済燃料貯蔵事業者は、初回の貯蔵規則第35条の2第1項の定期的な評価について、事業を開始した日以降10年を経過する日までにその実施を完了すること。
- (2) 使用済燃料貯蔵事業者は、第31条の2第1項及び第2項の経年劣化に関する技術的な評価及び施設管理に関する方針の策定を、同規則第35条の2第1項の措置の実施と同じ時期にあわせて実施すること。

2. 評価項目

- (1) 貯蔵規則第31条の2第1項及び第2項に規定する「経年劣化に関する技術的な評価」は、使用済燃料貯蔵施設について、その構成する機器・構築物のうち安全機能を有するものについて、工学的に想定される経年劣化事象の影響を分析し、その機器・構築物に施されている現状の保安活動が、その経年劣化事象の顕在化による機器・構築物の機能喪失を未然に防止できるかどうかの評価を行うことをいう。
- (2) 貯蔵規則第35条の2第1項第1号に規定する「使用済燃料貯蔵施設における保安活動の実施の状況の評価を行うこと」は、次の7項目等からなる評価を行うことをいう。
 - ・品質管理活動
 - ・貯蔵管理
 - ・施設管理
 - ・放射線管理及び環境モニタリング

- ・放射性廃棄物管理
- ・事故・故障等発生時の対応及び緊急時の措置
- ・事故・故障等の経験反映状況

(3) 貯蔵規則第35条の2第1項第2号に規定する「使用済燃料貯蔵施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況を評価すること」は、次の3項目等からなる評価を行うことをいう。

- ・安全研究成果の反映状況
- ・国内外の使用済燃料貯蔵施設等の運転経験から得られた教訓の反映状況（原子力規制委員会が文書で指示した調査・点検事項に関する措置状況を含む。）
- ・技術開発成果の反映状況